

# 1 えひめの環境の概要

## (1) 愛媛県の概況

### (地勢)

愛媛県は、県を東西に横断する中央構造線を境として北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国の脊梁をなす四国山地や雄大な四国カルストが広がっている。

また、西日本一の標高を誇る石鎚山(1,982m)をはじめ多くの険しい山々や盆地が多数あり、全体的に山地の多い地形となっている。

一方、瀬戸内海、宇和海には大小 200 余の島々が散在し、海、山両面の自然に恵まれた地形となっている。

県の総面積は 5,677km<sup>2</sup> で国土の 1.5% を占め、全国第 25 位の広さとなっている。

海岸線は、1,633km にも及び、全国第 5 位にランクされており、日本の海岸線の約 5%、四国の約 48% の長さとなっている。県東部から中部にかけての瀬戸内海沿岸は、遠浅の砂浜海岸が続き、佐田岬半島から南の宇和海沿岸は入り江の多いリアス式海岸となっている。

### (気候)

愛媛県の北に広がる瀬戸内海は、南北に四国山地と中国山地、東西に本州・九州で囲まれており、瀬戸内海沿岸地域は、夏冬の季節風に対し常に山地の風下側に当たるため、降水量が少なく(年降水量 1,281~1,690mm)、比較的温暖な(年平均気温 16 前後)半海洋・半内陸性の瀬戸内気候となっている。

一方、県南西部の宇和海沿岸地域や山間部は、瀬戸内海側と異なり、降水量も比較的多く(1,940~2,733mm)、冬には積雪もあり、この雨や雪は、降水量の少ない瀬戸内海沿岸地域にとっては貴重な水資源となっている。

### (人口)

平成 17 年国勢調査によると、総人口は 146 万 7,815 人(男 691,677 人、女 776,138 人)で、日本の総人口の 1.15% を占め全国第 27 位、四国では第 1 位となっている。

### (産業等)

事業所数(平成 18 年 10 月 1 日時点)は 71,594 店、就業者数(平成 18 年 10 月 1 日時点)は 60 万 9,667 人、県内総生産(平成 18 年度)は 4 兆 9,547 億円となっている。

従業者 4 人以上の工業事業所数(平成 18 年 12 月 31 日時点)は 2,808 事業所、従業者数は 8 万 2,800 人、製造品出荷額等は 3 兆 7,382.1 億円(全国シェア 1.2%、第 26 位)となっている。

商業事業所数(平成 16 年 6 月 1 日時点)は 22,028 店、従業者数は 12 万 8,642 人、商品年間販売額は 3 兆 8,035 億円(全国シェア 0.71%、第 27 位)となっている。

農業産出額(平成 18 年)は 1,300 億円(全国シェア 1.5%、第 24 位)、果実生産額(平成 17 年)は 466 億円(全国シェア 6.0%、第 5 位)となっている。

県内の林野面積(平成 17 年 2 月 1 日時点)は 400 千 ha(全国シェア 1.61%、第 23 位)となっている。

海面漁業・養殖業の生産量(平成 18 年)は 16 万 7,104 t (全国シェア 3.0%、第 10 位)となっている。

また、県内の自動車保有台数(平成 19 年 3 月 31 日時点)は 100 万 7,909 台(全国シェア 1.27%、第 26 位)となっている。

出典：平成 20 年度 愛媛県環境白書【抜粋】

## (2) 愛媛県の環境の概況

### ア 環境政策の動き

本県では、健康で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を将来の世代に引き継ぎ、県民、事業者、行政が一体となって創造していくため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定するとともに、平成8年3月には愛媛県環境基本条例を制定し、環境保全についての基本理念を定め、県や市町、事業者、県民の環境保全に係る責務を明らかにし、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

地球温暖化問題に対しては、平成13年3月に「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、県のすべての機関において環境に配慮した様々な取組を進めてきたが、平成17年度で第一次計画（平成13～17年度）の期間が満了となり、これまでの実績や法改正等を踏まえ、平成18年3月に新たに第二次計画（平成18～22年度）を策定し、平成22年度までに二酸化炭素を平成16年度実績比で10%以上削減することを目標に、更なる温暖化対策に取り組むこととした。また、平成14年3月には、県全体の温室効果ガスの6%削減を目標とした「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定している。

平成15年4月には、地球温暖化対策学習をはじめ環境グループの打合せや研修などに利用できる愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）を設置し、本県の環境学習や環境保全活動の拠点施設として様々な活動を行っている。

平成17年3月には、長年産業型公害の防止に積極的に取り組んできた愛媛県環境保全協会が特定非営利活動法人となったのを機に、同年4月に愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定した。県は、同センターが行う普及啓発事業や地球温暖化防止活動推進員等研修会を共催するなど連携を図りながら、県民の地球温暖化防止の意識向上に努めるとともに、平成20年6月16日に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」の設立総会を開催し、県民、事業者及び行政が一体となって温暖化対策を推進している。

環境影響評価については、環境影響評価法の制定に伴い、同法の対象外の事業について、環境影響評価を義務付けるため、平成11年3月に、愛媛県環境影響評価条例を制定し、優れた瀬戸内海の自然環境を保全するため、海砂利採取の禁止を盛り込んだ「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」の再改訂（平成20年5月）を実施した。さらに、さわやかな環境先進県を目指して、環境創造のための先進的技術や施策、自然環境再生の検討、研究等を総合的かつ計画的に実施するため、平成12年4月1日に愛媛県環境創造センターを設立し、環境微生物による水質浄化技術やダイオキシンの分解技術を開発するなど、「環境創造プロジェクト」を展開している。

これらの環境先進県づくりを進める各種の施策や事業活動における環境配慮を積極的・継続的に徹底するため、国際規格ISO14001の導入を進め、平成14年11月27日に認証を取得した。平成20年11月26日の認証期間満了をもって、認証を返上し自己宣言したが、自己宣言後も継続して環境配慮活動に取り組んでいる。また、県内の自然生態系を保全し、生物の多様性を確保していくための基礎資料とするため、平成11年度から4箇年をかけて県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その希少性の評価や生息・生育状況を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック」を平成15年3月に作成した。その成果を踏まえ、平成17年3月「愛媛県野生動植物の保護に関する基本方針」を策定するとともに、平成20年3月に「野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定し、9月に「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を定め公表した。

循環型社会の構築については、平成12年3月に策定した「第二次えひめ循環型社会推進計画（平成17～22年度）」の中間見直しを平成20年2月に実施し、一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などの目標値をさらにレベルの高いものに再設定した。

また、平成17年3月には、廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標を定めた「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理法に基づく国の方針を踏まえ、平成22年度における一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物の減量化目標値を定めた。

### イ 自然環境保全に関する施策の現状

自然は人間生活に限りない恩恵を与えるものであることを深く認識し、県内のすぐれた自然を県民共有の財産として大切にし、次の世代に継承していくことは、重要な使命である。

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、

休養及び教化に資することを目的として、昭和 32 年に「自然公園法」が制定され、さらに、自然保護行政を総合的に推進するため、昭和 47 年に「自然環境保全法」が制定され、自然環境保全の基本方針の策定や自然環境保全地域の指定等が行われてきた。

本県では、昭和 33 年に「愛媛県県立自然公園条例」を、昭和 48 年に「愛媛県環境保全条例」（平成 8 年に愛媛県自然環境保全条例に改称）を、また、昭和 55 年には「愛媛県自然海浜保全条例」を制定し、諸施策を実施してかけがえのない愛媛の自然を守り、育て、良好な生活環境の確保に努め、うるおいとやすらぎのある郷土づくりを進めてきたところである。

現在、県内には、国立公園 2、国定公園 1、県立自然公園 7、計 10 箇所の自然公園と 3 箇所の自然環境保全地域（うち、国指定 1、県指定 2）及び 23 箇所の自然海浜保全地区が指定されており、その面積は 43,068 ヘクタール、県土の約 7.6%に及んでいる。

### (3) 愛媛県の自然環境に関する現況

愛媛県の自然環境の特徴は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富んでいることと、そのことが豊かな動物相を育んでいることである。

また、海岸線は1,633kmあり全国第5位である。東・中予の瀬戸内海は遠浅の砂浜海岸が部分的に残っており、佐田岬半島以南はリアス式海岸で黒潮の影響を受けている。そのため海産動物も多様性に富み、特に分布の北限に近いサンゴ群集はきわめて貴重なものと考えられている。

#### [1] 動植物の現況

##### ア 植物

本県の自然環境を植生上からみると、高山性のシコクイチゲ、キバナノコマノツメ、ミヤマダイコンソウ等から、暖帯～亜熱帯性のピロウ、コササキビ、アコウ等まで種類は非常に豊富で、シダ植物、種子植物は、亜・変・品種を含めて約3,500種のもので自生しており、これらは環境の諸条件に適応して、各種の植生をつくっている。

県下の特徴的な植生分布は、丘陵地に広範囲に分布する常緑果樹園、アカマツ林、海岸地域及び島しょ地域のクロマツ、南部海岸のウバメガシ等であるが、マツ林はマツ枯れの進行により、広くコナラ等の落葉広葉樹林、シイ・カシ照葉樹林に変わってきている。

山地部の多くは、スギ・ヒノキの植林で占められているが、南部、中部にコナラ群落とシイ・カシ萌芽林が多く見られる。石鎚山の標高1,700m以上の高所にはシラベ群落、ダケカンバ群落等も見られる。

##### イ 動物

##### (ア) 哺乳類

ニホンザル・ニホンジカは県内山地に局所的に生息している。ニホンザルは、山麓にも出現することがあり、近年、南予地方において農作物の被害が出ている。ニホンジカは、高縄半島、鬼ヶ城山系に多く生息しており、樹木や農作物への被害が増加の傾向にある。

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンカワウソは生息に関する情報が非常に少なく、県内での絶滅が危惧されている。ニホンカワウソは、四国西南部が日本での最後の生息地として知られている。昭和39年に本県の県獣として指定、また昭和40年には国の特別天然記念物に指定されたが、昭和51年以降、本県での生息は確認されていない。しかし、宇和海沿岸の良好な自然環境の残っている一部の地域には、生息している可能性もある。本種は、県のレッドデータブックで絶滅危惧類、国のレッドデータブックでも絶滅危惧A類に指定されている。

イノシシ・テン・ムササビは、低山から1,000m以上の山地まで全県下に広く生息している。近年、イノシシによる農作物の被害が増加の傾向にある。

キツネは、個体数は少ないものの県内各地に広く分布している。タヌキは、個体数も多く県内全域で生息が確認されている。アナグマは東予では少ないが、中予や南予では低山にも生息している。

ホンドイタチは、東予・中予の山間部と南予に分布している。現在、東予・中予の平野部では移入種であるチョウセンイタチが優占しており、徐々に南予に分布を広げつつあるとされる。

##### (イ) 鳥類

県内で309種が確認されている。冬鳥106種、旅鳥62種、留鳥62種、夏鳥40種、迷鳥35種、漂鳥4種に区分できる。山野の鳥は158種、水辺の鳥は151種である。夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、

メボソムシクイ、エゾムシクイ、ピンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られる。シギ、チドリ、サギ、カモメ類等の水鳥は、加茂川や重信川等の河口の干潟に多く見られる。カモ類は干潟のほか、ダム湖やため池にも多く渡来する。タカ類・小鳥類の渡りの中継地としては、西海町の高茂岬や佐田岬半島が重要な役割を果たしている。

#### (ウ) 両生類・は虫類

両生類では、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ダルマガエル、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が生息している。

このうち、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオは、石鎚山に源を発する河川の標高800～1,700m付近に生息し、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルは、ほぼ全山地の林下に生息している。

は虫類では、イシガメ、クサガメ、タワヤモリ、ジムグリ、ヤマカガシ、マムシ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、シマヘビ、アオダイショウ等が生息している。

#### (I) 淡水魚類

本県では 176 種が記録されている。内訳は、一生を淡水域で過ごすもの 52 種、川と海を回遊するもの 25 種、感潮域に生息する、あるいは海域から河川へ侵入してくるもの 99 種である。分類群別で見るとハゼ科魚類が 39 種で最も多く、次いでコイ科の 29 種となる。瀬戸内海に流入する河川に比べて、宇和海に流入する河川では海域から侵入してくる魚の種類が多く、一生を河川で過ごす魚種が少ない。国内及び国外からの侵入種は 34 種にのぼり、特にオオクチバスとブルーギルは淡水域の緩流部に広く定着している。県のレッドデータブックには、絶滅種（イトヨ）、絶滅危惧 及び 類、準絶滅危惧種として総計 25 種が掲載されており、このうちスナヤツメ（松山市指定）とオオウナギ（県指定）が天然記念物となっている。局所的な分布を示す魚種として、アブラボテ、スジシマドジョウ中型種が松山平野、ナガレホトケドジョウが東予地方の山間部だけに見られるほか、カジカ中卵型は肱川で絶滅し、安定した個体群は加茂川のみに見られる。

#### (オ) 昆虫類

本県は、長い海岸線沿いに、トベラ、ウバメガシ、タブ等の暖帯性照葉樹林に恵まれ、ヒメハルゼミ、ヨツスジトラカミキリ等多くの暖帯系の昆虫が生息している。さらに、南予地方には、ウルシゴキブリ、オオシロアリ、マメクワガタ、カノアブ等亜熱帯系の種が分布の北限として生息している。

一方、本県は西日本最高峰の石鎚山系を擁することから、ウスバシロチョウ、ツマジロウラジャノメ、スジボソヤマキチョウ、エゾヨツメ、コトラガ、フジキオビ、キンスジコガネ、フタスジカタビロハナカミキリ、エゾハルゼミ、ソウウンアワフキ等北方系種の南限として残存している種も少なくない。これらの中には、近接する赤石山系、その他県内の標高の高い山地に点々と生息地があるものもある。

#### (カ) 海産動物

瀬戸内海に生息する海産動物は、4,000 種を超えるといわれている。しかし、護岸工事や埋め立て等により、河口域や海岸線は広い範囲で改変され、全国 5 位の長さを持つ海岸線も自然海岸は 42% を占めるに過ぎない。加えて、水質汚濁の影響も見られる。その結果、ベンケイガニ、アカテガニ、ハマグリ、イボキサゴなど本来普通に見られる種の生息個体数が減少している。一方、シオマネキ、ムツハアリアケガニ、ドロアワモチ、ミヤコドリをはじめとする全国的にも貴重な種の生息が、御荘湾をはじめとして重信川河口、加茂川河口など、県下で確認されている。

## [2] 高山植物等の保護

山野の草木は、開発や人間生活の影響を受けて年々減少しており、また、ライフスタイルの変化などにより、自然との触れ合いを求める人々が増加したこともあって、利用者の多い自然公園等の地域における植物の保護の重要性が高まってきた。

県では、県立自然公園特別地域内に生育する植物で、学術上貴重な種や景観構成上重要な役割を果たしている種等を、愛媛県県立自然公園条例に基づき「高山植物その他これに類する植物」として指定（昭和57年6月）しており、積極的にその保護に努めているところである。指定植物は、環境省の国立・国定公園内高山植物等指定植物の選定範囲及び基準に準じて選定しており、いわゆる高山植物だけに限定せず、低地において乱獲等により絶滅のおそれのある種等についても指定の対象としたことが特徴となっている。

## [3] 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然とのふれあいの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

## [4] 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりをもった地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承出来るようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

## [5] 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。また、愛媛県自然保護協会に委託して、各地区に自然海浜保全指導員を配置し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

## (4) 愛媛県の実情に合わせた機動的かつきめ細やかな国立公園の現地管理体制の充実を図るため、全国に70の自然保護官事務所を配置し、29の国立公園の管理を行っている。

### [1] 自然公園の管理

#### ア 管理体制

環境省では、地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな国立公園の現地管理体制の充実を図るため、全国に70の自然保護官事務所を配置し、29の国立公園の管理を行っている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、松山自然保護官事務所及び土佐清水自然保護官事務所の所管下に置かれており、これらの事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省は全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は平成20年度現在で52名となっている。

県においても、関係市町等の協力のもとに、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

#### イ 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

#### ウ 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等69団体ほか個人7名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局 - 愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内の全ての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やゴミ持ち帰り運動の推進等各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

### [2] 自然公園等の利用と施設整備

#### ア 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加等により、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間480万人以上の利用をみている。

#### イ 施設の整備

##### ・自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然とのふれあいができるよう、休憩所、公衆便所、歩道、標識等を毎年計画的に整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

##### ・長距離自然歩道（四国自然歩道「四国のみち」）

優れた自然や温かい心とのふれあいの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化等にふれながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備したもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋等の施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち本

県分は愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線 27 コースと四国カルストの支線 6 コースの計 33 コースで、延長は 362.5km である。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成 21 年 3 月 31 日現在 36 人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

### [3] 海中公園の保護

足摺宇和海国立公園海中公園地区はサンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

### [4] 自然環境に関する調査

自然環境の現況を的確に把握し、適切な保全対策を推進していくため、県では各種の調査を行っている。

#### ア 愛媛県レッドデータブック作成事業

平成 11 年度から 4 箇年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成 15 年 3 月に、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック（愛媛県 R D B）」を作成するとともに、その内容を一般に広く普及するために、掲載内容を県民が利用しやすいよう検索機能を持たせ、県ホームページに公開している。

このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくための基礎資料となるものである。

#### イ 自然環境保全基礎調査

我が国の自然環境の現況を把握するために、自然環境保全法に基づいて、環境省が都道府県等に委託しておおむね 5 年ごとに実施するもので、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれている。第 1 回は昭和 48 年度に、第 2 回は 53 年度から 54 年度まで、第 3 回は 58 年度から 62 年度まで、第 4 回は 63 年度から平成 4 年度まで、第 5 回は 5 年度から 10 年度まで、第 6 回は 11 年度から 16 年度まで実施され、平成 17 年度からは第 7 回の自然環境保全基礎調査が行われている。

一方、第 4 回までの自然環境保全基礎調査（動植物分布調査）から移行した種の多様性調査については、平成 6 年度から動植物全般について文献、標本を中心に、その存在基盤が脆弱で減少傾向にある種について現地調査によりデータの収集を行った。

平成 12 年度から 14 年度まではクマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型哺乳類の生息分布調査、16 年度には海産動物を中心とした御荘湾の総合生物調査、18 年度から 19 年度には里地里山における生物モニタリング調査を実施するなど、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行った。

#### ウ えひめ自然百選の選定

自然に対する愛着と保護意識の高揚を図ることを目的として、本県にある貴重な自然環境や特異な自然現象等のうち各市町や自然保護指導員、自然公園指導員等から推薦を受けた候補の中から「えひめ自然百選選定委員会」において 100 地点を平成 2 年度に選定した。

### [5] 野生動植物の保護対策検討事業

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急な課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本指針」を策定した。

平成 17 年度からは、「愛媛県野生動植物保護推進委員会」を設置し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討しているところであり、19 年度には「愛媛県野生動植物



の多様性の保全に関する条例」を制定した。

## [6] 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食する等農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物種子の拡散等自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類 309 種、獣類 49 種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの茂った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。なお、絶滅が危惧されているニホンカワウソは、近年確認されていないが、南予地方に生息している可能性もある。

### ア 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成 19 年 3 月に作成した第 10 次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

#### ・イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県下全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理によりその生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定める第 2 次イノシシ適正管理計画を平成 19 年 3 月に策定した。

同計画においては、被害が急増する以前の水準となる平成 5 年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

#### ・鳥獣保護区の指定等

平成 19 年度においては、鳥獣保護区を、6 箇所期間更新した。

平成 20 年度 3 月末現在、鳥獣保護区 60 箇所（うち国指定 1）、特別保護地区 12 箇所（同 1）を指定している。

#### ・鳥獣保護員の配置

平成 19 年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に 52 名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

#### ・愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

#### ・生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。

#### ・ガンカモ科鳥類生息調査

毎年 1 月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。